

第6章 事前復興まちづくり計画に関する国の支援

1 計画策定に対する技術的支援

都道府県や市町村は、事前復興まちづくり計画の検討にあたり、国が策定するガイドラインや事例集等を参考にするほか、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を活用し、復興まちづくりに関する経験を有するサポーターによる支援を受けることが可能となっている。

国では、復興まちづくりのための事前準備について、ノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）」として登録し、地方公共団体を支援する「復旧・復興まちづくりサポーター制度（以下「サポーター制度」という。）」を令和2年度に創設している。

あわせて、サポーター制度を活用して自らの対応力を高めたい、相互の情報交換等を通じて全国的に取組みを波及する一助となりたいと考える地方公共団体を「パートナー都市」として登録し、パートナー都市からの相談内容を踏まえて国がサポーターを紹介し、サポーターから必要な助言等を行っている。

また、国では、令和5年度より「事前復興まちづくり計画検討ワーキンググループ¹⁴」を開始しており、ワーキンググループにおいて、計画策定にあたっての課題の共有・議論、事前復興まちづくりを推進するための方策の検討等を行うことにより、地方公共団体へのフォローや事前復興まちづくりの取組みの推進に向けた施策検討を行っている。（図17参照）

事前復興まちづくり計画の策定について課題を抱える地方公共団体においては、サポーター制度の活用やワーキンググループへの参加を通じて、課題解決を図りながら計画検討を行うことが期待できる。



図17 復旧・復興まちづくりサポーター制度

¹⁴ サポーター制度のワーキンググループとして設置

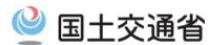
2 計画策定に関する財政的支援

都道府県や市町村は、事前復興まちづくり計画の検討にあたり、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）による計画策定に対する財政的支援を受けることが可能となっている。

都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画策定に対する財政的支援を行っている（図 18 参照）。

また、令和 5 年度より、都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）において、事前復興まちづくり計画等に位置づけられた防災拠点形成への支援を行っている（図 19 参照）。

都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県 等			○ 地区要件		
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率	施行地区	<事業メニュー① ③～⑤> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区 <事業メニュー⑥> 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市 <事業メニュー⑦> 重点密集市街地 <事業メニュー⑧> 激甚災害による被災地 等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4	
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1			
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)			
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1			
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3			
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2			
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2			
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1			
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1			
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2			
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1			

※ 3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※ 4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

図 18 都市防災総合推進事業における支援内容（令和 5 年度版）

出典：国土交通省ホームページ 都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）の概要（R5 年度）

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共施設等の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1

・以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していても、(1)の区域において実施可能ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後とも概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：都市計画区域外における防災拠点の形成】

○地方公共団体において、以下の全てを満たす区域（都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載）

・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域※1

・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域

※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等の防災拠点の位置付けが確定と見込まれる場合、実施可能。

図 19 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）における支援内容（令和5年度版）

出典：国土交通省ホームページ 都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）の概要

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html